

厚生労働省「厚生年金基金制度の見直し(試案)」の提示

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送信しています。

ポイント

本日、「第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会」が開催され、厚生労働省より「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」が提示されましたので、内容をご案内します。

【ポイント】

➤代行部分に係る中立化を推進(0.875係数見直し・期ずれ解消)するが、代行制度は10年後までに縮小・廃止する。

➤代行割れ問題への対応として、特例解散制度を見直す。

新特例解散制度では、モラルハザード防止に配慮しつつも、「分割納付期間の延長」または「納付額への上限額設定」により解散へのハードルを下げる。

分割納付特例における連帯債務制度は廃止し、各事業所が厚年本体に直接納付する仕組みへ見直す。また、付利率は固定金利とする。

➤厚生年金基金制度廃止に伴う、受け皿制度への移行促進施策を導入。

[第1回専門委員会 配布資料はこちら](#)

試案の詳細内容は次頁以降をご参照

弊社コメント

➤試案は制度廃止を大前提としておりますが、加入員・受給権者の受給権を守る観点も加えて議論すべきです。

➤弊社は一律の制度廃止ではなく、存続の選択肢を残すべきではないかと考えます。

➤引き続きお客様・関係団体等と力を合わせ、積極的にこの問題に取り組んでまいります。



三菱UFJ信託銀行

1.特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応

基本原則	特例解散制度を見直す。見直し後の新特例解散制度は5年間の時限措置とする。 代行積立不足は、母体企業が責任を持って負担することを大原則とする。 基金運営努力(掛金の適正な設定、給付抑制措置)を適用条件とする。 過度な負担による母体企業経営への影響にも配慮する。
特例解散プロセス	代行割れ基金は基金意思による「自主解散」に加え、一定要件を満たす基金については厚生労働大臣の指定による「清算型解散」を導入する。 特例解散制度の公正・公平な適用のために、社会保障審議会の下に「厚生年金基金解散審査会」を設置し、要件審査を行う。 年金記録整理等の事務処理完了前に、代行資産返還を可能とする。
特例解散制度の見直し	現行特例解散制度を一部見直すと同時に、新たに新特例解散制度を導入。 現行特例解散制度(一部見直しあり)および新特例解散制度の適用条件に合致するかは、審査会で審査する。

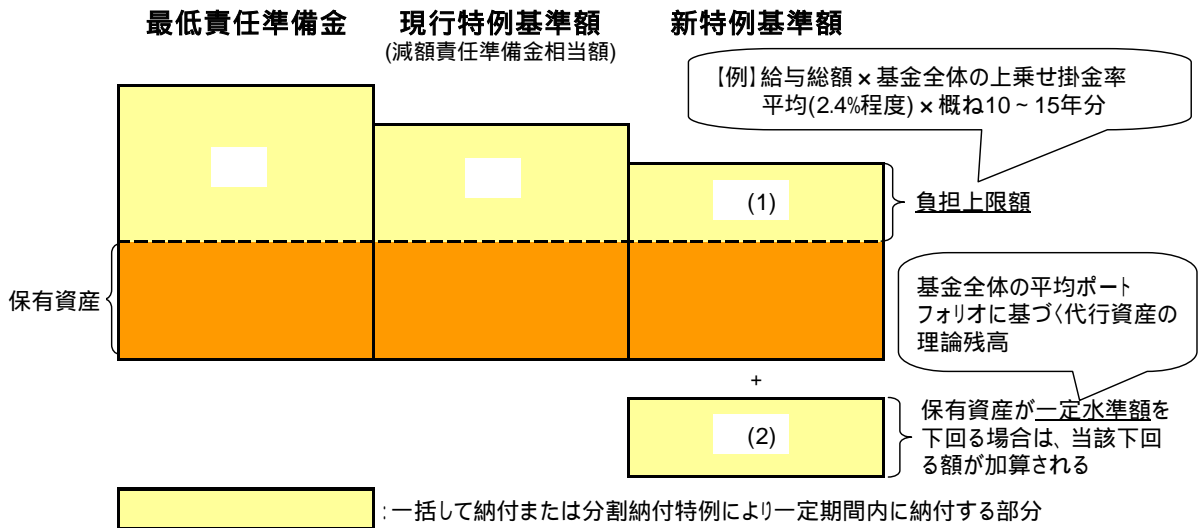
現行特例解散制度(一部見直しあり)と新特例解散制度の比較

	現行特例解散制度 (一部見直しあり)	新特例解散制度	
		A案	B案
内容	分割納付特例 ¹ 納付額特例 ²	現行 分割納付特例 について、期間を延長	現行 納付額特例について、 限度額 を設定
条件	以下の条件をいずれも満たすこと。 掛金の適正な設定を行っている 給付抑制のために必要な措置を 実施している	左記に加えて、以下の「一定条件」を満たすこと。 成熟度や財政健全化努力を勘案した客観的数値による 指標を満たす	
納付期間	最長15年まで	最長納付期間を延長	現行と同じ
厚生年金本体への 納付総額 (図1ご参照)	最低責任準備金と特例基準額 ³ の いずれか低い額	現行と同じ	最低責任準備金と新特例基準額 ⁴ の いずれか低い額(5) なお、現行特例基準額が新特例基準 額を下回る場合は、現行特例基準額 の適用が可能
分割納付方法	解散時に各事業所の債務を確定し、各事業所が厚生年金本体に直接納付する		
分割納付に係る利息	固定金利		

- 1 解散時に保有資産が最低責任準備金を下回っている場合、納付計画承認を条件に、積立不足分の分割納付が可能
- 2 解散時の納付額を、最低責任準備金と特例基準額³(=減額責任準備金相当額)のいずれか低い額とすることが可能
- 3 基金設立時から厚生年金本体の実績運用利回りを用いて計算した最低責任準備金
- 4 保有資産+負担上限額
- 5 保有資産が一定水準を下回る場合は当該下回る額を新特例基準額に加算する

図1 厚生年金本体への納付総額イメージ

現行・新A案 保有資産 + (、 のいずれか低い方)
 新B案 保有資産 + (、 (1)+ (2)のいずれか低い方)



2. 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

<p>企業年金の選択肢の多様化</p>	<p>現行の確定給付企業年金・確定拠出年金の枠組みの中で、運営コストを抑え、企業の追加負担が少ない選択肢を増やす。</p> <p>(キャッシュバランスプランの給付設計の弾力化) 基準利率について「運用実績」を追加。 基準利率の下限は、加入～退職までの期間通算でゼロ以上(単年度マイナス可)。 年金給付利率はゼロ以上。</p> <p>(集団運用型DCの創設) 企業単位で運用方針や運用商品の選択肢を決める仕組みとする。 運用商品の選択は各加入者が行う。 企業単位で設置する資産運用委員会を通じて加入者等に運用商品の選択肢を提示する(従業員への投資教育は行わなくてもよい)。</p>
<p>厚生年金基金から他の企業年金への移行支援</p>	<p>次の特例措置を設ける。</p> <p>確定給付企業年金移行時の積立不足の償却期間を30年に延長(5年間の時限措置)。 企業年金連合会支払保証事業を、確定給付企業年金等への移行経費の支援事業へと見直す(5年間の時限措置)。 代行部分の将来返上を行った基金について、年金記録整理等の事務手続き完了前に、代行資産返還を可能とする。 単独で確定給付企業年金設立が困難な中小企業加入者について、解散時の保有資産を事業所単位で既存確定給付企業年金に自動的に移行できることとする。 一定の条件下、株式等の有価証券現物での代行資産納付を可能とする。</p>

3.代行制度の見直し

<p>最低責任準備金の 計算方法の見直し</p>	<p>最低責任準備金の計算に用いる係数(現行一律0.875)を見直す。 受給者の年齢により3区分に分けた係数(平成17年4月に遡及適用)とする。 65歳未満:0.69、65歳以上75歳未満:0.96、75歳以上:1.0 最低責任準備金の計算に用いる付利率の「期ずれ」を解消する。 厚生年金本体の実績運用利回りが確定していない期間は市場収益率による理論値を適用することで、1年9ヶ月の期ずれを解消する。</p>
<p>代行制度の段階的縮小 ・廃止 (図2ご参照)</p>	<p>代行制度は10年間の移行期間をもって段階的に縮小・廃止する。 代行割れの有無にかかわらず、厚生年金本体からの代行全額支給を保証する。 段階的縮小・廃止のプロセスは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日以降は厚生年金基金新設を不可とする。 <p>[施行日～5年後]</p> <p>< 代行割れしていない基金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代行返上して確定給付企業年金等へ移行か、解散のいずれかを選択。 ・ 解散の場合、代行給付義務は厚生年金本体に移行。 <p>< 代行割れ基金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し後の特例解散制度により解散を促す。 ・ 特例解散の申請は施行日から5年以内。 <p>[5年経過後～10年後]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残存基金に係る免除保険料を厚生年金本体に納付する(= 代行の将来返上)。 ・ 保有資産が最低責任準備金の一定倍を下回った場合は、代行資産を厚年本体に納付する。 <p>[施行日から10年後]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残存基金の代行給付義務は全て国に移換され、代行資産を厚年本体に納付する。 ・ 企業年金連合会も10年間の移行期間中に代行資産を厚生年金本体に納付する。
<p>移行期間中の制度運営 の見直し</p>	<p>解散認可基準(代行返上の場合を含む)を緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代議員会の議決要件 ・ 事業主・加入者の同意要件 <p>上記要件を現行3/4以上から2/3以上に緩和する。</p> <p>解散認可申請に際しての理由要件を撤廃する。</p> <p>合併等の認可基準を緩和する。</p> <p>代議員会の議決要件を現行3/4以上から2/3以上に緩和する。</p> <p>積立不足の償却期間を最長30年とする。</p>

図2 段階的縮小・廃止プロセスイメージ

